

第4回水環境制度小委員会における主な御意見について

1. 「良好な水環境の保全と活用」

トピック	御意見
施策の方向性	● 保全だけでは活動が継続しない。高齢化、担い手不足、関心の低下、資金不足等が重なると良い保全活動であっても短期間で立ち消える。活用があまりにも先行すると、観光圧などの利用の集中によって環境が悪化する。保全を土台にして、それを活用するという発想が大事。活動で得られた人・モノ・資金・関心等を保全に戻す好循環の制度化、体系化の第一歩と位置付けられる。
	● 環境省のKGIは、良好な水環境を作ることではなく、良好な水環境を地域が継続的に維持改善できるシステムを作ることではないか。水環境の状態は、気候変動等の外的影響を強く受けるため、KGIで評価するのは難しい。水環境を維持する地域の主体を構築することが里海づくりや名水づくりであって、環境基本計画の理念でもある。PDCAはKPIであって、KGIを支えるもの。(内山委員)
	● 経済的な側面が強調され過ぎている。良好な水環境の価値は多層化されているため、経済的な側面だけではなく、地域社会の持続性や地域の共同性等、必ずしも資金循環に繋がらなくとも、地域を支える取組を適切に支援することが必要。(春日委員)
	● いろいろな観点から指摘、意見を踏まえて精査し、いくつかパターンを考えてほしい。どういう制度方式だとどの点が強みなのかということも考えなければならないため、具体的なシナリオをいくつか出すと、良いところ、弱いところ、改善が必要なところがわかりやすくなる。(古米委員長)
	● 他部署との連携、防災や教育というのは大事である。これに加えて、健康増進に繋がることを全面に出してもよい。気候変動による熱中症等、皆が健康のことも考えているため、インセンティブやメリットになる。健康に繋がることで、様々な方が関わりやすくなる。(星野委員)
	● 地方行政の現場では、水辺の環境活動や地域活性化の取組について、開始することよりも継続していくことの方が圧倒的に難しく、資金・人材・合意形成の面で常に課題を抱えている。 ● 環境を守り続けるためには、地域が活用して、価値を実感できる好循環が不可欠。阪南市においても海洋教育や森里川海の取組を推進しており、子供に自然の豊かさを肌で楽しんでもらう体験を重視している。大人になったときに、この素晴らしい水環境を自分たちで守りたいという自発的な保全の意識を育むものとする。活用は、単に現在の取組の持続性を確保するだけでなく、将来の保全の担い手を育てる、次世代を見据えた極めて重要な視点を持っている。(前田委員)
	● 市民の活動団体の方々には横の繋がりがあ一方、「企業マッチング等の不足」が重要。 ● 施策パッケージの中の資金的支援は、活動の維持のためにも重要。 ● パッケージを動かす中でフィードバックの方法が重要になってくる。改善を見直し、取り込んで、循環して回すところ、技術的支援や資金的な支援の他、学習機会の提供といった教育的支援が必要。良好な水環境のためには様々なものを学びながら、時代毎の環境の変化に適応していくように進めていかなければならない。取組の深化と質的向上につなげるためにもトレーニング等の学習機会を提供しながら、施策

	パッケージの中でフィードバックを受けて、スパイラルアップしていくべき。(和田委員)
関係既存制度	● 生物多様性を主体とした自然共生サイトと水環境を軸にした地域、広域の取組という意味で棲み分けられる。(内山委員)
	● 現行の制度でカバーしにくい部分、水分野で特徴的な仕組みとして必要なもの、あるいは生物多様性増進法自体の認定制度の現在の課題と成果を整理すると、現在議論している認定制度においてカバーすべき点がわかる。 ● 水循環基本法については、川や沿岸等に分割するのではなく、湧き水、地下水等も含めて水循環全体で考え、それを繋ぐことを推進するのが特徴の一つであるが、水循環基本法において具体化にできてこなかった部分が施策を進めるきっかけになる。水循環基本計画は、地域から見た場合にかなり距離感がある。地域の中での各活動がどう繋がって、それが地域の流域全体のビジョンの促進にどう繋がるのか。個々の活動計画だけではなく、その地域の水に関するビジョン又は地域版の水循環計画といった共通のビジョンがあれば、それに合致しているかどうか、どういうインパクトを与える活動かがチェックできるが、それが無い場合は、繋いでいく活動を評価することは難しい。水循環基本法でカバーできない地域レベルの水の総合的なビジョンをどのように共有していくかという観点が必要。 ● エコツーリズム推進法、環境教育促進法でそれぞれ認定制度がある。観光に関しては、エコツーリズムであることを前提にするのか等、他の認定制度との整理が必要。(大久保委員)
	● 自然共生サイトの認定と今回の認定の役割をどう分担するか、検討が必要。(春日委員)
	● 他の制度との読替えや差別化の調整も重要。 ● 前面に打ち出す必要はないが、国際認証との整合性が確認されていれば、今後の発展性を考える上で重要になってくる。(加藤委員)
	● 良好な水環境の保全と活用に向けた認定制度を設けることが大きな目標になるが、全体として、どこを目指していくのかわからない。この小委員会では、施策の検討が目標とされているが、その上段にある目標を掲げるとより具体的になる。 ● それぞれが連携して保全に結び付けるとされているが、それをどう定量的な指標に結び付けていくのかわからない。30 by 30 やネイチャーポジティブという観点からは、自然共生サイトで行われるということだが、それがどのくらい国の目標を達成しているのか、具体的にどのような形で他の施策と連携して国の目標を達成していくのかを補足してほしい。(皆川委員)
認証制度	● 認定制度を作った時のメリットが大事であり、国際認証に並ぶようなレベルまで目指していくとプレミアム感があり、観光資源、教育資源としての価値、寄付の獲得、里海の場合はブルーカーボンの連携等、様々なメリットになり、それがインセンティブに繋がる。 ● 活動してもうまくいかないケースもあり、認定については、計画や活動を評価するのと、それがシステムとしてうまく回って完成形に近づいたときに評価するといった2段階3段階の認定制度があってもよい。 ● 認定制度のプレミアム感をある程度維持するために必要なのは、質保証で、専門家によるエキスパートジャッジが大事。例えば、里海の現場では適切な調査なしに海藻を植えてみた等、里海の現場であるような、認定することにより環境劣化を促進してしまう場合がある。専門家による判断を通して、継続的なフォローアップをし、認定の取り消しの仕組みを盛り込むことも必要。エキスパートジャッジは環境保全

	活動で問題になるグリーンウォッシュを防ぐ。モニタリングしたり、データを公開したりし、計画を見直して PDCA や管理プロセスを評価する視点が大事。(内山委員)
	● 認定には様々なレベル感がある。認定のレベル化以外にも、例えば登録制度と認定制度を分けるという考え方もあり得る。 ● 文化や観光等、ウェルビーイングの評価手法自体が確立していないため、指標でチェックするのは難しい。当事者が見えない中で負のインパクトがある場合に、その懸念に予め気づけるよう、多様な主体の参加を考えておくことが重要。事後的な評価も必要ではあるが、活動による懸念点を(予め計画に)織り込んでいのかチェックできると、活動の種類によって評価の仕方が違ってくる。(大久保委員)
	● ウェルビーイングや観光等の評価は難しい。観光については、数と経済効果のみでなく、近年は、そこから地域への還元のシステムや仕組みができてきているか、地域の方々の誇り、伝統産業の活性化、若者の定住、祭りの継承等、多様な評価指標ができています。定性的なものもあり、客観性がないといけなは当然だが、客観的な基準を持つことは、地方の慣習的に成り立ってきたようなものを打破していくという意味合いでも重要である。スイスでは3段階評価の「スイステイナブル」(swisstainable)という評価指標がある。まず非常に裾野を広くコミットしてもらい、次に事業実績に関するコミット、最終的に定期的に第三者の監査を受けるという3段階になっている。ハードルの低さも重要で、目標やステップが明確であることがモチベーションの観点で重要。 ● 適切な活用が保全にしっかりと還元されているのか、厳しい目を持つ必要がある。エシカルな事業や企業のポジティブな動きの巻き込みが重要になる。例えば、ボランティアツーリズムや教育ツーリズム等が、一見ポジティブにみられても実際はオーバーツーリズムになったり、保全に繋がっていないなかったりといったことがあり、満たすべき最低条件を設けて、厳しく監視していくことが重要。 ● 第三者機関による客観的な評価が得られることが、インセンティブやモチベーションの両方に繋がっていくような仕組みを考えていくとよい。(加藤委員)
	● 認定期間をどう設定するのか、また、資金的、財政的な支援をどうするのか。予算が止まってしまうと活動が止まってしまうのがこれまでの課題だとすると、申請時にマッチングファンドのようにし、行政の支援に加えて独自の資金を調達することを前提とすれば資金確保に繋がる。財政的・資金的な援助には複数の支援メニューがあってもよい。どの認定期間を設定すると、最も効果的なのかを十分に検討する必要があり、活動内容や水準にばらつきが生じないように、認定期間について、一定期間ごとの更新や評価を含めた制度設計とすることが望ましい。(春日委員)
	● 認定制度について定期的な監査・チェックの体制があった方がよい。目的にそぐわない活動をする団体がいると、認定制度の信頼性を損なう可能性がある。適切かつ科学的に推進するために必要である。 ● 認定される活動が多すぎて、地域の方や市民の方が何をどうしたらよいかわからなくなならないよう、関連する活動を統合するのも一案である。事務手続きの増加に繋がらないよう、自然共生サイトではワンストップで手続きできるとのことだが、申請も簡素化できるところはなるべく簡素化してほしい。 ● 名水や里海づくり等、水に限定した認定制度だけではなく、生活環境の全般に認定があるべき。今回は難しくても、将来的には縦割りにならないような仕組みにした方がよい。(今野委員)

	● 認定のオープン性について「草の根的な活動の包摂のしかた」とあるが、非常に難しい。お墨付きがなくても生き物が好きだから活動している方々もいる。そのような方々にどういった言語で語り掛けたいのかを一緒に考えていきたい。ヒントとしては、生き物や自然が好きな人達が多いので、生き物の立場に立った語り掛けもある。 ● 「認定が他の取組を排除しない仕組み」とあるが、排除しないではなく、相乗効果やシナジーといった考え方でもよい。(星野委員)
	● 阪南市が様々な国の認定制度にチャレンジしてきた中で強く実感しているのは、国からのお墨付きが得られる、という価値の大きさである。行政や民間が企業を巻き込んで中長期的なプロジェクトを進める初動段階において、国からの制度的裏付けがあることは、地域の気運の醸成、庁内連携のスムーズ化、企業の参画、民間資金を呼び込むための強力な呼び水になる。 ● 認定を受けるための事務手続き、手間やコストがあまりに大きくなると、小規模の民間団体や予算の限られた自治体では、二の足を踏んでしまう懸念がある。取得負担に見合った実効的な財政支援やマッチング機会が、具体的なインセンティブとしてパッケージ化されれば、認定制度を置く前提で強く推進していける。(前田委員)
	● 湿地再生で課題となっているのは、助成金等の資金が枯渇した後にどうするのか、である。高齢化や資金といった課題を克服するために企業にインセンティブを持たせることを考えているが、自然共生サイトやOECDの認定申請をしたい企業は多い。どう継続していくか、共創をどう広げていくかが重要。サポート体制として、どうマネージメントしていくのが大きな問題となっている。どうやってお金を稼ぐかということにも関わってくる。そこをサポートできる人材やどう伴走していくか、認定制度だけではなく、目標達成のためのサポート体制の現状や課題を明瞭にしておかないと、認定制度に直結しない可能性がある。今後の検討課題として議論を深める必要があり、課題を明確化しないと、痒いところに手が届かない認定制度になってしまう。(皆川委員)
他省庁・自治体・地方行政との連携	● 省庁横断の仕組みについては、スイス、ポルトガル、オーストリア等、省庁横断の仕組みができています。新たな連携が生まれるパッケージになっていくとよい。(加藤委員) ● 水環境は極めて公共性が高く、流域全体の管理とも密接に関わっている。意欲のある一部の団体だけで活動が閉じてしまったり、地域のビジョンと乖離したりすることを防ぐためには、民間申請であっても、地元の基礎自治体の同意や推薦により地方自治体が関与する仕組みが大切。 ● 他部局との複合的な連携について、保全活動を地域に定着させるためには、環境部局のみの取り組みで終わることはない。例えば、土木やまちづくり部門、環境学習を行う教育部門、防災等が連携していく視点が大切。国が省庁横断の方針を本制度の骨格として明確に提示すれば、自治体の現場でも庁内連携の調整が進めやすくなる。防災・まちづくり・教育・地域コミュニティ等の多面的な連携を論点に加えてほしい。地方行政が民間や企業と手を取り合いながら、次世代へ豊かな水環境を紡いでいける実効的な制度設計にしてほしい。(前田委員)
	● 団体と企業とのマッチングについて、社員の給料から控除して社会的な活動をしている企業の取組を紹介したい。資源は社員の有志からの寄付金である。企業側で重点支援活動分野を決めて、それに当てはまるような社会活動をしている団体を選定して寄付をする。地球環境の保全という分野では、海洋ゴミの問題解決に向けて活動しているNPOに寄付をし、一緒にビーチクリーン活動をしている。

	● NPO と企業とのマッチングでは、選ぶのが大変である。そこに指標があると寄付しやすかったり、活動に賛同しやすくなったりする。(今野委員)
地域のビジョン形成	● 活動の PDCA について、例えば、既存の政策に対する意見を出す政策提案のようなものを認定制度と結び付けていく等、政策を含めた PDCA もある。企業は、グリーンインフラの文脈で、クレジットやオフセットとの関係で期待が強いが、かっちりした仕組みがないとできない。そういうことを含めて将来展開するのかどうかということも中長期的には考えておくべき。(大久保委員)
	● 地方創生と密接にかかわってこるところが重要。伝統産業や雇用の創出、地域のアイデンティティの強化、地域の活性化が結果的に地域の環境の保全に繋がっていくサイクルを再生することが重要。 ● 観光立国推進基本計画において持続可能な観光が 3 本柱の 1 つ。今後、リジェネラティブ・ツーリズムにより、環境保全の基盤を固めていくことに期待している。あらゆるステークホルダーを広く巻き込むことや、「域」で考えるのは観光としても得意とするところ。観光地、ディステイネーションといった広がりを持った考えが必要となるのが観光である。 ● 地域創生に関しても、地方への移住や働き方、暮らし方を変えるということになるが、「持続可能な」をキーワードにしたバリューチェーンの構築等、若者の新しい生き方、生活の在り方と密接に関わってくる。(加藤委員)

2. 「多面的な水環境モニタリング」

トピック	御意見
活用	● 多面的モニタリングによるデータが入力されたら、それがそのまま認定制度のデータベースに繋がるような設計も視野に入れてほしい。(内山委員) ● データを統合的に見せるということに加え、ワークショップのようなイベントや調査結果の共有といった一般向けの情報共有は重要。 ● 例えば先日の鴨川の水位上昇でオオサンショウウオが出てきた事例では、交雑種が多いかもしれない。こうしたイベントが起こり注目が集まった際、住民の疑問に答えられる情報が国や環境団体から発信できるような統合的なサイトがあればよい。市民の身近な疑問も含めて、川のことを知ってもらえる機会になる。(大久保委員) ● 多面的モニタリングの取組から発展する形で、例えば、住民がスマートフォンを持って水辺を歩き、気づいたことや写真を投稿するような参加型イベントを実施することも有効。住民の主観的な評価の収集により、水環境への関心にもつながる。(春日委員) ● いかに多くの方に水環境に関心を持ってもらうか、実際に水辺を体験してもらうか、という仕組みづくりが大切。多面的モニタリングによって、例えば子供が安全にアクセスできる場所がウェブ上に可視化されれば、これまで水辺に馴染みがなかった住民も安心して水辺に近づくことができ、日常的な関わりが増えてくる。情報発信を通じて、人が集まり、経済や地域活動が動くという活用が進んでいけば、そこから得られた成果がさらに環境保全に投資されて、さらに水辺が改善されていくという地域の好循環が生まれる。こうした好循環の具体的なノウハウをガイドライン等で示し、多くの市民が、水辺の価値を再認識できるような体験ができる仕組みづくりとして、本制度が社会実装されることを期待する。(前田委員) ● 省庁連携が重要になってきている。データベースを構築していく政策を盛り込んでほしい。国交省との連携、気候変動適応、外来種、スマホ撮影による住民のモニタリ

	ング等、様々な分野に長期的に活用できるデータベースづくりを進めてほしい。(皆川委員) ● 環境省が多面的モニタリングを通して、データベース、情報のプラットフォームになるのが価値である。 ● 従来のデータと、視覚、触覚、聴覚等の多面的な感覚のデータとを合わせて良好な水環境を判断するツールになればよい。従来のモニタリングデータとの不一致の原因を考察していくことで、国民の実感にあった環境基準、いわゆる新しい指標が生まれてくるとよい。まずはスタートし、データを収集し、積み重ねていってほしい。(和田委員)
他省庁連携	● 国交省による河川水辺の国勢調査と親和性が高い。今年度から環境 DNA が調査項目に加わる等の動きがあり、連携できるところは連携しながら独自性を入れる等、検討してほしい。(春日委員)
手法・測定項目	● 活用の事例をガイドラインで示すことについて、情報収集元を設定して、そこを参照すると様々な環境モニタリング結果が見えるものを作ってほしい。最近の技術により見やすくしたり、過去からの経緯を見たりすることもできる。地点の選定にもそういった情報は重要。 ● 連続モニタリングを活用すべき。特に水道水源になっているところは水道事業体が取水口に連続モニタリングデータを持っているため、そのようなデータと連携する等である。 ● BOD、COD は海外では TOC に変えているところもある。確かな指標、省略可能な指標、多面的モニタリングと統合する指標といった見直しをすべき。水道では地下水で水源が安定しているところでは省略可能で、頻度を少し下げるということもしている。(浅見委員)
	● 河川ベースの指標で、海域のことはこれからとあるが、河川と海域では決定的に違う要素があるため、並行して進めてほしい。例えば、評価項目に水の量があるが、海域では海水交換や外洋影響になる。BOD は海域では COD にすればよいわけではなく、底層 DO や透明度、クロロフィル等になる。(内山委員)
	● ゴミを目視で数えるのではなく、AI や画像解析などの先端技術を取り入れたモニタリングへの発展を期待。例えば、ドローンを活用して河川全体を撮影し、ゴミや外来植物の分布を AI で解析するなど。(春日委員)
	● 必ずしも数字にする必要はないが、順位や類別、有る無しの判別ができなければ指標にならない。情報共有、反映、取組の促進、水域の比較をするためには必要。 ● BOD と COD が水質汚濁の指標であることは現在も変わらないが、良好な水環境の指標として有効ではないということで切り替える場合は、技術的な検討をすべき。 ● 現地調査は難しく、研究者が必要。現地調査で簡単な調査をあえてやりたいのかどうかを明確にすべき。推進員を民間で募るというのはあり得る。多面的モニタリングでは、必ずしも理化学的専門性を有しないとして、研修会、テスト等により推進員資格を取ってもらい、推進員が調査結果を SNS に投稿し、市民参加が促進される、というような現地調査は有効だと思うが、それについてもきちんと考えてやっていくことが必要。(鈴木委員)
	● 市民が集いやすく、関心のある場所を選び、その環境を多面的に調べて、市民が水に対する関心を高める等の活動に繋がる制度を組むべき。 ● モニタリングの地点は均等に設定されているわけではなく、特定の支流には複数地点があるが、他の支流にはないといったように、過去の経緯を踏まえて設定されて

	いるが、それはそろそろ見直すべき時期にある。多面的モニタリングを導入するタイミングで常時モニタリングも測定地点や項目を見直すべき。(西嶋委員)
	● 従来のモニタリングに加えて、作業が増えるのは困るので、如何に効率的に進めながら、多面的にやるか。(古米委員長)
法制度	● 水質のデータベース化は、法律上決まっていて、公定法が決まっていて、データ収集が法律上の制度として成り立っているが、水質以外については法律上定義されていないため、これを法定化していかない限り、データベース化や分析はできない。その正当性との兼ね合いをしっかりと詰めていくべきであり、その段階に来た。(古米委員長)